

電気通信事業法関係審査基準の一部を改正する訓令案等に対する 意見及びその考え方

意見募集期間:令和3年 11 月 27 日(土)～同年 12 月 27 日(月)
案件番号:145209848

意見提出者一覧 意見提出 3件(法人:2件)

(提出順、敬称略)

受付	意見提出者
1	個人
2	株式会社NTTドコモ
3	楽天モバイル株式会社

意見	考え方	修正の有無
・電気通信事業法関係審査基準の一部を改正する訓令案及び利用者料金の設定権に関する裁定方針案についての意見		
意見 1 ● 異論なし。	考え方 1	
○ 異論ありません。 <p style="text-align: right;">【個人】</p>	○ 賛同の御意見として承ります。	無
・利用者料金の設定権に関する裁定方針案についての意見		
意見 2 ● 料金設定権を「利用者料金を負担する利用者が当該利用者料金の支払い先として認識し、又は自ら選択していると認められる電気通信事業者」以外の事業者が有する方が、料金の低廉化や利用者利益の確保を期待できる場合は、具体的な事例を基に、個別に「特段の事情」への該当を判断して欲しい。	考え方 2	
○ 総務省情報通信審議会「IP網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方最終答申（令和3年9月1日）」においては、「料金設定権について、公正な競争を促進し、料金の低廉化を図ること、また、利用者利益の確保を図る観点から、加入電話発-携帯電話着の通話の料金設定権については、着信事業者には認めないことが適当である」との考え方が示されております。 ○ 一方で、本方針案は、料金設定権について、当事者間の協議が調わず、当事者の一方又は双方より総務大臣へ裁定申請された場合において、裁定を行うときの基本的な考え方であると理解しております。 ○ この点、但し書きに定める「特段の事情」について、例えば電気通信役務の提供に係るコストや需要を鑑み、利用者料金を負担する利用者が当該利用者料金の支払い先として認識し、又は自ら選択していると認められる電気通信事業者以外の事業者が料金設定権を有する方が、最終答申に示されているとおり、料金の低廉化や利用者利益の確保を期待できる場合は、具体的な事例を基に個別に判断して頂きますよう宜しくお願い致します。	○ 本件は、加入電話発-携帯電話着の通話（楽天モバイル着の通話を除く。）に関し、「利用者が料金の支払い先として認識し、又は自ら選択していると認められる電気通信事業者」ではない携帯電話事業者が、自網への着信呼市場における市場支配力を背景として、長年にわたりユーザ料金を高止まりさせてきた問題について、これまで複数回にわたり情報通信審議会から見直しを求めてきたにもかかわらず事業者間協議による解決がなされなかったことを契機として、情報通信審議会での検討が行われ、「IP網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方」最終答申（令和3年9月）において「所要の制度的措置を講ずべき」とされたことを踏まえ、利用者料金の設定権に関する裁定方針の策定を行うものです。 ○ このように、「利用者が料金の支払い先として認識し、又は自ら選択していると認められる電気通信事業者」以外の事業者が料金設定権を有することで、これまで長年にわたり公正な競争の促進や利用者の利益の確保が阻害され	無

意見	考え方	修正の有無
<p style="text-align: center;">【株式会社NTTドコモ】</p>	<p>てきたという前例を踏まえれば、総務大臣が料金設定権に関する裁定申請を受理した場合において、「特段の事情」として例外的に認めるものは、限定的に捉えるべきものと考えています。</p> <p>○ 現時点において、「特段の事情」としては、本裁定方針の施行の際、現に「利用者が料金の支払い先として認識し、又は自ら選択していると認められる電気通信事業者」以外の事業者が料金設定権を有しているサービスであって、当該サービスの利用規模が小さく、既に提供終了が確定している等、料金設定権の移行を求めることが合理的とは考えられない状況を想定しています。</p>	
<p>意見3</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 利用者自らが負担する料金の設定事業者と支払事業者が分かりやすい構造となり、透明性が向上するため、適当と考える。 ● 事業者間協議においても、事業者の規模によって合意内容が左右される懸念が排除され、事業者間の公平性の確保にも繋がると考えられるため、裁定方針案に賛同。 	<p>考え方3</p>	
<p>○ 事業者間協議が調わず、総務大臣への申請がなされた場合の裁定方針において、「利用者料金を負担する利用者が当該利用者料金の支払い先として認識し、又は自ら選択していると認められる電気通信事業者が利用者料金を設定すること」を原則とすることについて、利用者自らが負担する料金の設定事業者と支払事業者が分かりやすい構造となり、透明性が向上することから適当であると考えます。また、事業者間協議において、事業者の規模によって合意内容が左右される懸念が排除されるため、事業者間の公平性の確保にも繋がると考えられるため、賛同致します。</p> <p style="text-align: center;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ 御指摘のとおり、「利用者が料金の支払い先として認識し、又は自ら選択していると認められる電気通信事業者」が料金設定権を有することを基本とすることで、利用者の利益の確保等がなされることを期待します。</p>	無